様式第2号(第6条関係)

年　　月　　日

　下妻市長　様

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付申請書

　下妻市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数(１の申請者は含まない。) | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記家族の人数のうち18歳未満の者  の人数（※申請年度の4月1日時点） | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 |

３　各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | A　誓約する |  | B　誓約しない |
| 別紙２「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | A　同意する |  | B　同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、下妻市に居住する意思について |  | A　意思がある |  | B　意思がない |
| (就業・起業・関係人口の場合のみ記載)  申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について |  | A　意思がある |  | B　意思がない |
| (就業の場合のみ記載)  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | A　3親等以内の親族に該当しない |  | B　3親等以内の親族に該当する |
| (テレワークの場合のみ記載)  下妻市への移住の意思について |  | A　自己の意思である |  | B　所属からの命令である |
| (関係人口の場合のみ記載)  関係人口の要件について |  | A　満たす |  | B　満たさない |
| (起業の場合のみ記載)  県の起業支援金の交付決定について |  | A　受けている |  | B　受けていない |
| 申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請において１８歳未満であった世帯員が、当該申請から５年以上経過し、１８歳以上となった後に申請する場合であって、茨城県知事及び市長が認めるときは、この限りでない。 |  | A　該当する  （過去に移住支援金を受給していない。） |  | B　該当しない  （過去に移住支援金を受給している。） |
| 移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに下妻市へ報告し、返還手続をする。 |  | A　誓約する |  | B　誓約しない |

※　各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　東京２３区への在勤履歴　※転入日前の１０年間における通算５年以上の在勤履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住　　　所 | 〒 |
| 勤務先へ行く  頻度 | 行くことはない／週　　月　　年　　回程度／その他（　　　　　　　　　　　　）  ※原則として恒常的に通勤しないこと。 |
| テレワーク  実施日数 | 転入日　　　　年　　月　　日～申請日までの勤務日数（　　　　）  勤務日数のうちテレワーク実施日数（　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　勤務日数のうち通勤又は出張日数　（　　　　） |
| 住宅取得 | ・取得区分：　新築　/　購入  ・名義人 ：　申請者本人　/　同一世帯員  ・登　記　：　登記済み　/　未登記  　　　　　　　　　　　　　 （理由　　　　　　 　　　　　　　　　　　　）  　　　　　　　　　　　　　 （登記完了予定日　　　　　年　　　月　　　日　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード(茨城県及び下妻市使用欄) |  |

(別紙１)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び下妻市から求められた場合には、これに応じます。

２　次の(1)から(5)までのいずれかに該当した場合には、下妻市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第12条の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

　(1)　移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請をした場合　全額

　(2)　移住支援金の申請日から３年未満で下妻市から転出した場合　全額

　(3)　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（移住先での就業を要件とする場合に限る。）　全額

　(4)　わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合　全額

　(5)　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に下妻市から転出した場合　半額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される下妻市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、これに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除外することはありません。ただし、担当課から詳細な資料の提供やヒアリングを依頼する場合があります。

(別紙２)

わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い

　茨城県及び下妻市は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、茨城県及び下妻市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。